

資料

【資料】

1. 東京の緑を各種制度等で位置付けている実績 (平成21年4月1日現在)

各種制度等については、代表的なものを掲載しています。

<参考> 東京都の行政面積

	面積 (ha)
区部	62,198
多摩部	115,989
合計	178,187

平成20年10月1日現在
島しょ部は含まず。

都・保全地域
(東京の自然の保護と回復に関する条例)

	種別	件数	面積 (ha)
多摩部	森林環境	1	22.84
	緑地	37	127.27
	自然環境	1	405.3
	歴史環境	6	136.82
	里山	2	56.15
合計		47	748.38

都市計画公園・緑地

	種別	箇所数	面積 (ha)
区部	公園	1,252	2,981.89
	緑地	77	2,896.84
多摩部	公園	942	2,509.06
	緑地	132	2,307.97
合計		2,403	10,695.76

都市公園等の開園状況

	箇所数	面積 (ha)
区部	5,766	3,894.23
多摩部	5,147	3,061.18
合計	10,913	6,955.41

海上公園、国民公園、公園・社の住宅内の公園等を含む

特別緑地保全地区

	箇所数	面積 (ha)
区部	7	84.43
多摩部	13	53.42
合計	20	137.85

首都圏近郊緑地保全区域

	箇所数	面積 (ha)
多摩部	3	1,477

(埼玉県分を除く)

風致地区

	箇所数	面積 (ha)
区部	14	2,674.00
多摩部	14	897.50
合計	28	3,571.50

生産緑地地区

	件数	面積 (ha)
区部	2,307	478.80
多摩部	9,882	3,086.64
合計	12,225	3,565.44

2. 確保地の水準の基本的な考え方

- 確保地は今後10年間に、新たにいずれかの水準に位置付けるものです。
- 現在、既にいずれかの水準に該当する樹林地、農地等は、確保地ではありません。

樹林地

農地

確保地

水準 1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

- ・都市計画公園緑地として既存樹林地を買収
- ・緑地保全のための買収が確実な都市計画公園緑地の新規・追加指定
- ・特別緑地保全地区、自然公園法の特別保護地区、都条例の保全地域その他、法や条例に基づき損失補償による買収が補償される制度の新規・追加指定
- ・その他法や条例に基づき既存樹林地等を保全目的で買収 など
- ・農業振興地域農用地区域に指定
- ・生産緑地地区の買取り など

水準 2

計画期間内で、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

- ・風致地区、保安林、自然公園の特別地域、市民緑地、借地公園等の新規・追加指定
- ・その他許可制の独自条例による地区指定 など
- ・地区計画の中で生産緑地であるものを公園緑地等の地区施設として新規指定
- ・その他許可制の独自条例による地区指定 など

水準 3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むもの

- ・保存樹林、既存樹林の保全に関する規定の有る地区計画・景観地区、緑地協定等の新規・追加指定・基準の強化
- ・その他独自条例・要綱等による届出制・協定等による新規・追加指定 など
- ・その他許可制の独自条例・要綱による農地保全制度の新規・追加指定 など

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して、<水準1>～<水準3>に上げていく考えのあるもの

生産緑地地区の新規指定については、検討段階で予定がなく、更なる検討が必要なため、今回は水準に位置づけておりません。

本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

制度例

		施策名称	根拠法令
水準 1	樹林地	特別緑地保全地区	都市緑地法・都市計画法
		特別保護地区(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		都・保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例
		都市計画公園・緑地	都市公園法・都市計画法
		その他 区市町独自の制度	区市町条例
農地	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	
	生産緑地地区	生産緑地法・都市計画法	

		施策名称	根拠法令
水準 2	樹林地	風致地区	都市計画法・東京都風致地区条例等
		特別地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		保安林	森林法
		市民緑地	都市緑地法
		地区計画	建築基準法・都市計画法
		その他 区市町独自の制度	区市町条例
農地	地区計画(生産緑地を緑地として指定)	市民農園整備促進法	
	その他 区市町独自の制度	区市町条例	

		施策名称	根拠法令
水準 3	樹林地	緑地保全地域	都市緑地法・都市計画法
		普通地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		景観計画区域(緑に関するもの)・景観基本軸など	景観法・都景観条例
		景観地区(緑に関するもの)	景観法
		緑地協定	都市緑地法
		その他 区市町独自の協定	区市町条例
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例・要綱	

3. 「緑確保の総合的な方針（案）」に対する意見等の概要

「緑確保の総合的な方針（案）」公表とともに実施した意見募集に対して、多数の貴重な御意見・御提言をお寄せいただき、ありがとうございました。

ここに、お寄せいただいた御意見等の概要を紹介するとともに、本方針における都区市町村の考え方をお示しいたします。紹介するご意見等の概要は、御意見等の主旨を考慮し、類似の御意見等の集約を行い、代表的な意見として掲載しておりますので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見等は、本方針策定の参考にさせていただきました。

また、今後、緑の確保を進めていく中で、参考とさせていただきます。

1) パブリックコメントの概要

募集期間 平成22年2月23日（火）～3月24日（水）

ご意見・ご提言の総数 185件（67通）

御意見・御提言の総数の185件は、1通に複数の御意見等が記載されているためです。

応募媒体別内訳（メール30通、郵便16通、Fax15通、電話1通、来庁5通）

2) 御意見・御提言の概要と都区市町村の考え方

全体意見のまとめ及び全体に対する都区市町村の考え方

意見・提言の概要	件数
(1) 「緑確保の総合的な方針」の策定全般について	36
(2) 系統分類について	3
(3) 樹林地の保全について	24
(4) 農地の保全について	23
(5) 既存の緑を守るための新たな取組について	23
(6) 緑のまちづくり指針について	10
(7) 今後の取組みについて	27
(8) 緑に関する行政の取り組み姿勢について	7
(9) その他緑全般について	28
(10) その他（(9)に分類されない意見）	4
合計	185

【都区市町村の考え方】

本方針は、都市公園など新たな緑が創出される一方で、減少傾向にある樹林地や農地などの既存の民有地の緑について、自治体の共通の課題としてとらえ、緑を確保するために、都と区市町村が初めて合同で取り組んだものです。

都市計画を基本としたまちづくりの取組の中で、計画的に東京の緑を確保していくことを目指しています。方針は、今回の策定で完成ではなく、今後、策定過程で培われた自治体間の調整プラットフォームを維持しつつ、都民、NPO、企業等と連携しながら更新を重ね、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくために、更なる充実を図っていきます。

御意見・御提案の概要と都区市町村の考え方

(1) 「緑確保の総合的な方針」の策定全般について(36件)

意見・提言の概要
<p>方針の実現の推進(12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容に賛成、実現に期待する。子供たちのためにも緑を残してほしい。 ・ 実現性を明らかにしてほしい。実現性に疑問がある。確実な実現のために進行管理を実施すべき。緑地の衰退は止められない。 ・ 緑関係だけでなく幅広い専門の観点から検討すべき。 <p>財源の確保(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源の確保について具体的な方策を示すべき。 ・ ボランティアや寄付、補助の考え方だけでなく、経済手法の考え方からも検討すべき。 <p>市民参加・協働(7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実現には、市民が参加する仕組みづくりが必要。地域住民の参加を前提に行ってほしい。 ・ 地方公共団体により取組に差異がある。東京都の広域主導で行ってほしい。 ・ 協力する企業・都民には何か優遇措置を与えられないか。 <p>緑は重要(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑が後世に残っていくよう希望する。 ・ 保存樹林にも伐採希望を出すなど市民の緑に対しての認識が低い。意識の普及啓発が必要。 <p>方針の構成と5つの視点(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の確保には、ベルト状の緑の確保・保全だけでなく、面的な広がりが必要。 ・ 視点には同感。水環境とのつながりを重視した視点を加えてほしい。 <p>方針の構成・読みやすさなど(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の緑を守るための方針が5万分の1の図面上に示すという結果が理解しがたい。方針とまちづくり指針の使い分けについても分かりにくい。 ・ 図面が判読できない。詳細で分かりやすい図面を配布してもらいたい。 ・ 都政モニターの質問内容に、緑とは何かなどの根本的な問いも加えてほしい。

【都区市町村の考え方】

本方針は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑に着目し、計画的に確保することを目的としています。「10年後の東京」実行プログラムに位置付けられ、公園の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現を目的に、平成18年3月に策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」と対をなすものとして、都と区市町村が延60回に及ぶ会議で議論を重ね、合で策定しているものです。

本方針では、まず、行政がどのような姿勢で取り組むかを明らかにすることから始めました。都と区市町村が、今後10年間でどこをどのくらい保全していくかを、その担保力の強さに応じて、場所や面積を具体的にリストアップしました。

なお、緑確保に実効性の高い特別緑地保全地区の指定をより推進するため、都では、土地の買取りが生じた場合に区市町村の財政負担を軽減するための補助制度を新たに創設することとしました(平成22年度、3億3千8百万円を予算に計上)

緑を維持管理することや後世に残すことは容易ではありませんが、今後とも行政、都民、NPO、企業等が協働して緑確保に取り組んでいきます。市民との協働の視点については、御意見を受け、22頁に加筆しました。

緑を確保するには、継続的に取り組むことが重要であるため、本方針は今回の策定で完成ではなく、今後、社会の変化に対応して施策の充実や修正を加え、更新を重ねることで最新化していきます。

(2) 系統分類について(3件)

意見・提言の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統分類の理念に同感。 ・ 自然の形態は様々。弾力性を持たせてほしい。 ・ 系統では1ha以上の平地林を対象としているが、確保地は1ha以下ものも含まれおり、理解に苦しむ。

【都区市町村の考え方】

東京の緑を系統分類したことは、今までにない新しい取組であり、この系統自体が将来に引き継ぐべき緑の資産(水面や樹林地を含む区域)であることを表明しています。

系統分類は、東京の緑がどのように立地している緑なのか把握し、保全の対象として認識することができるように行っています。

系統分類に際しては、屋敷林や農地など人との生活と結びつき、長年にわたって地域に育まれてきた緑の状況を尊重しています。

なお、系統分類の説明が足りない箇所については、補足を追記しました。(37頁)

(3) 樹林地の保全について(24件)

意見・提言の概要
<p>確保水準・確保地・確保候補地の設定(9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確保地の水準の考え方が不明確。選定理由を明示してほしい。各水準間の引き上げの仕組がない。ほかにも確保候補地がある。 ・ 水準1は既に確保が決まっているところ。ことさらに威張る必要もない。 <p>個別の緑地保全への要望(6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市川口町、清瀬市内柳瀬川・空堀川の崖線の一部、落合崖線の緑地保全要望など。 ・ 文京区内の歴史・文化の集積が高い地域は、緑化率を上げるべき <p>維持管理を重視することへの要望(9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在ある樹木を伐採せず、大切に維持管理するべき。 ・ 雑木林はほとんどが放置状態であり問題。 ・ 樹木の管理が行き届かないことで、落ち葉の問題などが起こり「緑嫌い」を増やしている。 ・ 樹木の管理は大変でお金がかかる。

【都区市町村の考え方】

本方針は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、計画的に緑を確保していくことを目的として策定したものです。

行政の取り組み姿勢を示す目的から、確保地は、今後10年間に、確保のために、具体的な対応を新たに行う場所を抽出しています。

なお、樹林地の課題においては、樹木の維持は所有者にとって負担になっていることをあげており、『特別緑地保全地区の指定促進』や『民間基金と連携した緑地保全』などの先導的なプロジェクトの中で検討を進めていきます。今後は、方針の実現に向けて、実効性ある制度構築を目指していきます。

(4) 農地の保全について (23件)

意見・提言の概要
<p>確保水準・確保地・確保候補地の設定について (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の新規指定は水準1と理解してよいのか。 都内農地面積全体に対して、確保地及び確保候補地が極端に少ない。 農地の保全策の全貌がみえない。 <p>生産緑地地区 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区も今後残していく方針なのか。市が買取ることは難しいのか。 <p>農地の減少 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市農地の果す役割は益々高まっている。今、農地確保を確立しなければ将来に悔いを残す。 <p>その他農地保全に関する提案、意見 (15件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民農園、農業公園に関する意見、提案。 農地保全の財政的支援、税制の改正に関する意見、提案。 農地の多くが栗や梅の木などを植えた偽装農地である。守るのは税金の無駄。 その他具体的な農地保全の提案。

【都区市町村の考え方】

本方針では、緑の系統として「農地」を位置付け、今後10年間で確保すべき農地の抽出及び先導的なプロジェクトの提案を行っています。東京ラインガルテン事業などの農地を守る具体的な方策については、今後、関連する部署、区市町村と連携して検討を行い、実現を目指します。

なお、営農農地の継続には、農業を継続できる環境を整えることが重要であり、産業労働局でも「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を策定し、取り組んでいます。

また、今後とも農地関連の法改正の要望等を国に対して行っていきます。

なお、生産緑地地区の新規指定については、検討段階で予定がなく、更なる検討が必要なため、今回は水準に位置付けておりません。(87頁に追加記載)

(5) 既存の緑を守るための新たな取組について (23件)

意見・提言の概要
<p>新たな取組の進め方、方法 (6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と民間の協働による仕組みの構築を期待。 東京都が予算、人材面で支援策を講じるべき。 継続的に活動が行われる仕組みが必要。 既存の取組が列挙されているが、緑の減少は止まっていない。過去の失敗や教訓に学ぶべき。 <p>東京ラインガルテン事業 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の長期的な保全策としては疑問が残る。 人間の精神面の改善、食の安全保障の動機づけに意義が大きい。 「避難場所」は条例等で定義されているので、誤解のない表現に改めるべき。 本事業に対する具体的な提案、意見。 <p>丘陵地スーパーパーク構想 (1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立公園の管理所にプロジェクトの事務局をおくべき、当初から市民、NPO等を取込み、合意形成を図るべき。 <p>崖線の緑の保全 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 崖線は自然が豊かなので、保全の価値がある。 協議体に市民・NPO等を取り込むべき。 <p>特別緑地保全地区の指定推進 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税対策を意識した指定をしてほしい。 指定を行う前に、管理ルールを定め所有者との指定後のトラブルを回避すべき。

- ・ 屋敷林保全プロジェクト（１件）
- ・ 景観的な保全と生態的な保全の両面から指定を検討してほしい。
- ・ 都市間・地域間連携プロジェクト（１件）
- ・ 地域経済振興、普及啓発の意味で大きな取組。
- ・ 民間基金と連携した緑地保全（１件）
- ・ 是非強力に推進してほしい。
- ・ 農の風景育成地区（２件）
- ・ インセンティブの強化に期待する。
- ・ 避難場所が風景の育成と関係があるようには感じられない。あえて、避難場所と明記する必要はない。

【都区市町村の考え方】

本方針は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑の課題に対し、都と区市町村が問題を共有し、共同で取り組んだところに大きな意味があります。

相続税の評価減や土地の買取りに国庫補助金を充当できるなど、民有地の緑地保全に有効な「特別緑地保全地区」の指定を推進します。このため、都は、指定促進を目指して、区市町村を支援するための都の補助制度を創設することとしました。（平成２２年度、３億３千８百万の予算を計上）

また、所有者の維持管理の負担を軽減するため、緑の維持保全活動に取り組む市民団体等に対して、民間基金から支援を行う仕組みを構築し、活用していきます。

今後、クラインガルテンの制度構築に向けて、関係部局、区市町村と連携して検討を行い、実現を目指します。

なお、「避難場所」の表記については、「災害時に避難できる場所」と表現を改めました。（５０頁・５１頁）

（６）緑のまちづくり指針について（１０件）

意見・提言の概要

- 指針図（５件）
- ・ 指針図には期待できる。既存法令の洗い出しを行い、規制が弱い場合は規制強化の方向を検討してほしいなどの、賛同意見。
- ・ 指針図の保全計画の乏しさがっかりした。保全のための指針図であれば、単なる都市計画図と違って現実的なものとするべき。指針図が見づらい。
- ・ 緑のまちづくりを進める新たな取組（４件）
- ・ メニューが少ない
- ・ 界わい緑化推進プログラムは、密集市街地の空地の活用からスタートして、空地をつなぐ带状の緑を作ってもらいたい。
- ・ 高品質な緑化地域の指定を検討してほしい。
- ・ 既存の制度の改善（１件）
- ・ 既存法令の洗い出しをし、規制が弱い場合は規制強化の方向で検討すべき。

【都区市町村の考え方】

緑のまちづくり指針図は、現在まちづくりで取り組んでいる施策や今後１０年間に取り組む施策を明示しました。

おおむね２年後に更新する段階で、最新の緑の基本計画の考え方や施策等の検証を踏まえ、指針として公表する予定です。

指針図の表現についても、今後、検討をしていきます。

(7) 今後の取組について(27件)

意見・提言の概要
<p>方針の推進体制(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整プラットフォームはこれまでにない形で期待できる。実行力ある組織にしてほしい。 ・ プラットフォームは市民・企業・行政のパートナーシップ型にすべき。 <p>上位計画等との整合(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑確保の総合的な方針」が都市計画マスタープランの下位計画と位置づけられていることが疑問。 ・ 都市施設整備の事業に支障にならないよう整合を図ってほしい。 <p>既存制度の再整備(6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の改正要望と同時に、既存の法令を上手く組み合わせた緑地保全策を検討してほしい。法体系を整理してほしい。 ・ 既存の制度でも緑地保全は図れる。 ・ 土地区画整理事業における既存樹林の保全について、関係法令の整理等をしてほしい。 ・ 保存樹林制度が各自治体でバラバラ。対象面積を整理すべき。 <p>税制の問題(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税のみでなく、緑地等を国等に売却した場合の譲渡所得税控除の存在も視野に入れるべき。 ・ 屋敷林を所有する金持ちの税を免除することには反対。何年かして売られたらどうするのか。 ・ 都市の中で緑が失われるのは、やはり相続における税金が問題。 <p>その他今後の具体的なプロジェクトの提案(10件)</p>

【都区市町村の考え方】

本方針は、主に既存の民有地の緑を対象として、都と区市町村が合同で緑の保全に初めて取り組んだものです。自治体間の問題意識を共有する必要からプラットフォームの構築はまず行政間から始めています。

今後、本方針の実現に向けて、既存制度の活用に加えて、保全事業推進のための税の優遇措置などについて、検討を進めていきます。

屋敷林などの緑は、個人の資産ですが、地域全体の公共資産ととらえることも必要であり、保全への取り組みに関心のあるものだけが行なうのではなく、利益を享受する社会全体が支えていくべきと考えます。

本方針は、今回の策定で完成ではなく、今後、方針の実現に向けて、都民、NPO、企業等と連携して、緑確保に努めていきます。その際には、お寄せいただいた御意見や御提案を参考とさせていただきます。

なお、緑の確保は、都市計画を基本としたまちづくりの取組の中で進めることを前提としているため、緑の基本計画や都市計画マスタープランとの整合に加えて、まちづくりに必要な事業との調整を追加記載しました。(84頁)

(8) 緑に関する行政の取り組み姿勢への要望 (7 件)

意見・提言の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体により異なる緑に関する力の入れ方をバランス良くし、高レベルに合わせたい。 ・ これまでの施策の成果や反省点が活かされているのかみえない。 ・ 都市基盤や都市開発関連部署との行政内部における優位性を抜本的に転換すべき。緑保全の要因は行政内部にもある。 ・ 行政の枠や組織を超えて施策を実現してほしい。

【都区市町村の考え方】

本方針の策定に当たって構築された都区市町村の調整プラットフォームを継続的に維持し、本方針で提案した新たな施策の実現に向けて努めていきます。

(9) その他緑全般について (2 8 件)

意見・提言の概要
<p>環境保全 (屋上緑化、CO₂、生物多様性など) (1 6 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の量的な確保も大事だが、生態系の保全、生物多様性への配慮が必要。 ・ CO₂の削減問題、地球温暖化、リサイクル等との関わりが必要。 ・ 屋上緑化を推進してほしい。 ・ 屋上緑化は生かされている緑であり健全ではない。 <p>公園、街路樹等の整備、維持管理、緑化に関する意見、要望 (5 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な緑の創出として、連続する風格の有る街路樹を植えてほしい。 ・ 公園に食べることのできる実のなる木がほしい。子供も興味を持つ。 <p>個別箇所の要望、意見 (7 件)</p>

【都区市町村の考え方】

本方針は、既存の主に民有地の緑を計画的に確保することを目的に策定したものです。本方針を実現することで、都市の環境の維持に寄与できるものと考えています。

また、本方針は、平成18年3月に策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」と言わば車の両輪をなすもので、既存の緑をまちづくりの観点から保全していく新しい行政計画です。

今後とも都市計画公園などの公共の緑の整備を促進する「整備方針」と主に民有地の緑を保全する「緑確保の総合的な方針」の実現に取り組み、計画的に東京の緑を確保していきます。

(1 0) その他 (緑に関する意見でないもの) (4 件)

4. 添付図面データの出典等

図面の記載は、すべての都市計画の内容を表示、証明するものではありません。

また、常に最新の情報を表示しているものではありません。

既存の緑を守る方針図・緑のまちづくり指針図共通

項目	調査年次・出典等
総合方針上の凡例・系統	
河川	都市計画河川の範囲。都市計画河川以外の河川は水面の両岸より概ね4mの範囲を指定。 平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「水面」のうち、下記を参照。 東京都建設局 河川部 東京の河川事業(平成20年4月) 国土交通省 国土計画局 国土数値情報ダウンロードサービス 河川
上水・用水等	平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「水面」のうち、各自治体の計画・地図等に図示されているもの
崖線	平成20年時点での各種地形図による。国分寺崖線は国分寺崖線景観基本軸の区域(平成21年12月現在)
丘陵地	東京都自然環境系地形分類データ、 フィンガープラン情報マップ1・2 平成20年3月 東京都環境局 多摩環境事務所
山地	東京都自然環境系地形分類データ
運河	平成20年度 港湾計画概要 最終ページ「運河ルネッサンスの対象となりうる運河等水域」
海浜	東京都港湾計画資料(その1)(平成17年12月より)
農振農用地	東京都 東京都土地利用基本計画 計画書・計画図(参考)総括図 平成20年
平地林	山地・丘陵地の系統以外で、面積1ha以上の自然林・二次林。自然林・二次林は上記参照
湧水 (「既存の緑を守る方針」のみ表示)	「東京の湧水 湧水マップ 平成17年1月(東京都環境局)」を各自治体独自の調査で時点修正(平成21年12月現在)したもの (「既存の緑を守る方針」のみ表示)
寺社林	宗教法人として登録された寺や神社の敷地のうち、1000㎡以上の一団の樹林地。樹林地は平成15年度のデジタル航空写真に基づく調査結果を平成20年3月現在で現地確認により時点修正
歴史・文化	農地と屋敷林のまとまりや、歴史的な並木
農地	一団のまとまりとしての農地群
その他の緑	ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しない、その他の一団の緑のまとまり

既存の緑を守る方針図

項目	調査年次・出典等
緑等の現況	
自然林	平成15年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局GISデータ(植生調査)の自然林と重複したもの
二次林	平成15年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局GISデータ(植生調査)の二次林と重複したもの
植林地	平成15年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局GISデータ(植生調査)の植林地と重複したもの
その他樹林地	平成15年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局GISデータ(植生調査)の上記(自然林・二次林・植林地)以外の樹林と重複したもの
その他緑被地	平成15年度デジタル航空写真の緑被データのうち、上記以外のもの
公園	平成20年4月1日現在「公園調書」に基づいて作成
農地	平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「農用地」
河川等の水面	平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「水面」
運動場等	平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「公園・運動場等」から公園区域を除いたもの
道路	平成18年(区部)・平成19年(多摩部)土地利用現況調査の「道路」
台地・段丘	東京都 東京都都市景観マスタープラン1994を基に部分修正
稜線	東京都 東京都都市景観マスタープラン1994
旧街道	東京都 東京都都市景観マスタープラン1994を基に部分修正
緑に係る制度	
都市計画公園・緑地(10ha以上)	平成21年12月1日現在告示しているもの。都市計画図書に基づく
特別緑地保全地区	平成21年12月1日現在告示しているもの。都市計画図書に基づく
都 保全地域	平成21年3月現在。環境局GISデータ「都保全地域」に多摩東寺方緑地保全地域を追加
風致地区	平成21年12月1日現在告示しているもの。都市計画図書に基づく
首都圏近郊緑地保全区域	国土交通省 国土計画局 国土数値情報ダウンロードサービス 三大都市圏計画区域 第1.0版「首都圏」
都立自然公園	平成21年12月現在。環境局GISデータ
景観基本軸	平成21年12月1日現在。指定図書に基づく
環境軸モデル地区 河川	環境軸ガイドライン 平成19年6月 環境軸モデル地区 P48
環境軸モデル地区 道路	環境軸ガイドライン 平成19年6月 環境軸モデル地区 P48

緑のまちづくり指針図

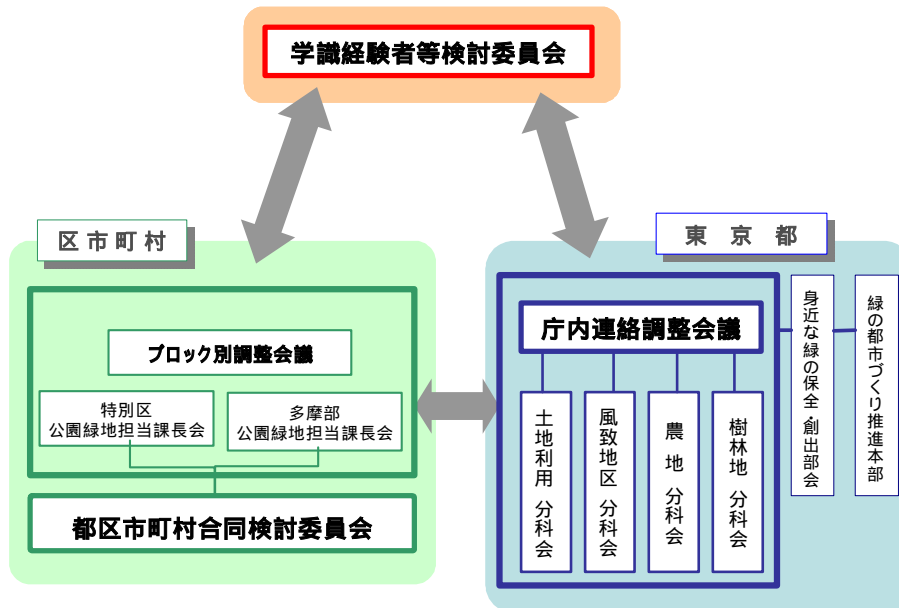
項目	調査年次・出典等
緑に係る制度	
市街化調整区域	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
総合設計	平成20年12月現在
市街地再開発事業	各自治体の都市計画を示した図面・平成20年 快適未来まちづくり 東京の市街地整備 東京都
土地区画整理事業	各自治体の都市計画を示した図面・平成20年 快適未来まちづくり 東京の市街地整備 東京都
都市計画公園・緑地	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
特別緑地保全地区	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
地区計画	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
地区施設(公園・緑地)	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
地区施設(広場等)	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
地区施設(その他緑に関するもの)	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
地区整備計画	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
保存樹林	平成21年12月1日現在・公表可能なもの
市民農園	平成20年8月調査に基づく
生産緑地	平成19年4月1日現在・都市計画図書に基づく
宅地造成工事規制区域	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
一団地の住宅施設	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
公園の空白区域	上記「公園(開園)」のどこからも250m以上離れている区域を都内一律に図示したもの。必ずしも各自治体で独自に定める公園の空白区域と一致しない
風致地区	平成21年12月1日現在告示しているもの・都市計画図書に基づく
公園(開園)	平成20年4月1日現在 「公園調書」に基づいて作成
用途地域に基づく分類	
低層住宅地	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
住居系中高層市街地	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
商業業務系市街地	平成16年東京都都市整備局データを部分修正
工業業務系市街地	平成16年東京都都市整備局データを部分修正

【参考資料】

1. 検討体制

方針の策定に際しては、都区市町村合同検討委員会、学識経験者等検討委員会、庁内連絡調整会議の3つの会議体により検討を行いました。

3つの会議体の関係と役割



- (1) 都区市町村合同検討委員会は、学識経験者等検討委員会での検討や報告及び、区部、多摩部のブロック会議等における実務的な調整を踏まえて、本方針を検討し、実質的に決定した。
- (2) 学識経験者等検討委員会は、既存の緑の保全や土地利用上の緑の規制等に係る諸課題に対して、解決のための基本的な考え方を検討し、取りまとめた。
- (3) 庁内連絡調整会議は、「緑の東京10年プロジェクト」を推進する「緑の都市づくり推進本部」の「身近な緑の保全・創出部会」に緑のテーマ別調整会議を設置することで、本方針の策定を支援した。

「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同検討委員会 委員等構成

		所 属	摘 要
座長		東京都 都市整備局 都市づくり政策部長	H21.4.1～ 職にある者
副座長		東京都 都市整備局 都市づくり政策部参事(緑地景観担当) H22.3.31 まで	
		特別区土木主管部長会 会長区 担当部長	
		市長会 会長市 公園緑地主管担当部長	
委員	特別区	千代田区 まちづくり推進部長	
		中央区 土木部長	
		港区 環境・街づくり支援部長 (H21.4.1～H22.3.31) 街づくり支援部長(H22.4.1～)	
		新宿区 みどり土木部長	
		文京区 土木部長	
		台東区 土木担当部長・環境清掃部長	
		北区 まちづくり部長	
		荒川区 土木部長	
		品川区 都市環境事業部長	
		目黒区 都市整備部長	
		大田区 まちづくり推進部長	
		世田谷区 みどりとみず政策担当部長	
		渋谷区 土木部長	
		中野区 都市整備部長	
		杉並区 都市整備部土木担当部長	
		豊島区 土木部長	
		板橋区 土木部長	
		練馬区 環境まちづくり事業本部土木部長	
		墨田区 都市整備部長	
		江東区 土木部長	
足立区 土木部みどりと公園推進室長			
葛飾区 都市施設担当部長			
江戸川区 土木部長			

委員	市町村	八王子市	環境部長	H21.4.1～ 職にある者
		立川市	都市整備部長	
		武蔵野市	都市整備部長	
		三鷹市	都市整備部長	
		青梅市	都市整備部長	
		府中市	水と緑事業本部長	
		昭島市	環境部長	
		調布市	環境部長	
		町田市	都市づくり部長	
		小金井市	環境部長	
		小平市	都市建設部長	
		日野市	まちづくり部長	
		東村山市	都市環境部長	
		国分寺市	都市建設部長	
		国立市	生活環境部長	
		福生市	都市建設部長	
		狛江市	建設環境部長	
		東大和市	建設環境部長	
		清瀬市	都市整備部長	
		東久留米市	環境部長	
		武蔵村山市	都市整備部長	
		多摩市	都市環境部長	
		稲城市	都市建設部長	
		羽村市	産業環境部長	
		あきる野市	都市整備部長	
		西東京市	生活環境部長 (H21.4.1～H22.3.31) みどり環境部長 (H22.4.1～)	
		瑞穂町	産業建設部長	
		日の出町	まちづくり課長	
檜原村	産業環境課長			
奥多摩町	観光産業課長			

2. 策定に至る経緯

都区市町村合同検討委員会	
開催日等	内容及び議題
H20.8～	都と副区長会（H20.8.6）、市長会（H20.8.25）、町村長（H20.9～町村長に個別説明）とで策定合意、検討開始
H21.5.20	第1回 市町村検討会 地域制緑地型 緑の確保方針（現「既存の緑を守る方針」）について ・系統分類について ・緑の確保水準の設定について 土地利用運動型 緑の確保指針（現「緑のまちづくり指針」）について
H21.6.25	第1回 特別区検討会 地域制緑地型 緑の確保方針（現「既存の緑を守る方針」）について ・系統分類について ・緑の確保水準の設定について 土地利用運動型 緑の確保指針（現「緑のまちづくり指針」）について
H21.10.16 AM	第2回 市町村検討会 ・「緑確保の総合的な方針（案）」の素案について ・風致地区の検討の取扱いについて ・パブリックコメントについて
H21.10.16 PM	第2回 特別区検討会 ・「緑確保の総合的な方針（案）」の素案について ・風致地区の検討の取扱いについて ・パブリックコメントについて
H21.11.17 AM	第3回 市町村検討会 ・今後のスケジュールについて
H21.11.17 PM	第3回 特別区検討会 ・今後のスケジュールについて
H21.12.24	第4回 特別区検討会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.1.7	特別区副区長会・役員会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.1.13	第4回 市町村検討会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.1.15	特別区区長会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.1.18	市長会役員会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.1.25	市長会 ・パブリックコメントに向けての案
H22.2.16	特別区土木部長会【都区市町村合同検討委員会に替えて】 ・パブリックコメントに向けての最終案
H22.2.17	第5回 市町村検討会 ・パブリックコメントに向けての最終案
H22.4.19 AM	第6回 特別区検討会 ・緑確保の総合的な方針 最終案
H22.4.19 PM	第6回 市町村検討会 ・緑確保の総合的な方針 最終案

3. お問い合わせ先一覧(都区市町村の担当部署・電話番号：平成22年4月1日現在)

東京都

都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 03 - 5388 - 3264

特別区(23区)

千代田区	まちづくり推進部 都市計画課	03 - 5211 - 3612
中央区	土木部 公園緑地課	03 - 3546 - 5434
港区	街づくり支援部 都市計画課	03 - 3578 - 2111 内2210
新宿区	みどり土木部 みどり公園課	03 - 5273 - 3924
文京区	土木部 みどり公園課	03 - 5803 - 1254
台東区	環境清掃部 環境課	03 - 5246 - 1323
墨田区	区民活動推進部 環境担当環境保全課	03 - 5608 - 6208
江東区	土木部 水辺と緑の課	03 - 3647 - 9426
品川区	都市環境事業部 水とみどりの課	03 - 5742 - 6799
目黒区	都市整備部 みどりと公園課	03 - 5722 - 9359
大田区	まちづくり推進部 まちづくり管理課	03 - 5744 - 1303
世田谷区	みどりとみず政策担当部 みどり政策課	03 - 5432 - 2591
渋谷区	土木部 公園課	03 - 3463 - 2876
中野区	都市整備部 都市計画分野	03 - 3228 - 8032
杉並区	都市整備部 みどり公園課	03 - 3312 - 2111 内3593
豊島区	土木部 公園緑地課	03 - 3981 - 4940
北区	生活環境部 環境課	03 - 3908 - 8618
荒川区	土木部 公園緑地課	03 - 3802 - 4483
板橋区	土木部 みどりと公園課	03 - 3579 - 2533
練馬区	環境部 みどり推進課	03 - 5984 - 1659
足立区	都市建設部 みどりと公園推進室付みどり推進課	03 - 3880 - 5423
葛飾区	都市整備部 街づくり調整課	03 - 5654 - 8397
江戸川区	土木部 計画課	03 - 5662 - 8393

市町村（26市3町1村）

八王子市	環境部 環境保全課	042 - 620 - 7268
立川市	都市整備部 公園緑地課	042 - 528 - 4363
武蔵野市	都市整備部 緑化環境センター	0422 - 60 - 1863
三鷹市	都市整備部 緑と公園課	0422 - 45 - 1151 内2835
青梅市	都市整備部 公園緑地課	0428 - 22 - 1111 内341
府中市	水と緑事業本部 公園緑地課	042 - 335 - 4313
昭島市	環境部 環境課	042 - 544 - 5111 内2293
調布市	環境部 緑と公園課	042 - 481 - 7083
町田市	都市づくり部 公園緑地課	042 - 793 - 7613
小金井市	環境部 環境政策課	042 - 387 - 9860
小平市	都市建設部 水と緑と公園課	042 - 346 - 9830
日野市	まちづくり部 都市計画課	042 - 585 - 1111 内3111
東村山市	都市環境部 みどりと環境課	042 - 393 - 5111 内2744
国分寺市	都市建設部 緑と水と公園課	042 - 325 - 0111 内354
国立市	生活環境部 環境保全課	042 - 576 - 2111 内137
福生市	都市建設部 まちづくり計画課	042 - 551 - 1952
狛江市	建設環境部 都市整備課	03 - 3430 - 1111 内2541
東大和市	建設環境部 環境課	042 - 563 - 2111 内1273
清瀬市	都市整備部 緑と公園課	042 - 492 - 5111 内392
東久留米市	環境部 環境政策課	042 - 470 - 7753
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課	042 - 565 - 1111 内272
多摩市	都市環境部 みどりと環境課	042 - 338 - 6837
稲城市	都市建設部 緑と建設課	042 - 378 - 2111 内336
羽村市	産業環境部 環境保全課	042 - 555 - 1111
あきる野市	都市整備部 都市計画課	042 - 558 - 2026
西東京市	みどり環境部 みどり公園課	042 - 438 - 4045
瑞穂町	産業建設部 建設課	042 - 557 - 7659
日の出町	まちづくり課	042 - 597 - 0511 内351
奥多摩町	観光産業課	0428 - 83 - 2295
檜原村	産業環境課	042 - 598 - 1011